

第三者行為による水道施設の破損に伴う補償要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法第3条第8項に規定する水道施設及び同条第9項に規定する給水装置（以下「水道施設」という。）を第三者が損傷した場合の補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、水道施設を損傷したものすべてに適用する。

(費用の負担)

第3条 水道施設を損傷した者は、水道施設の復旧に要するすべての費用を負担しなければならない。ただし、山口市上下水道事業管理者が特に認めたものについては、費用の全部又は一部を免減することができる。

(費用の算定)

第4条 費用の算定は、算定基準に基づき算定したもので、次の各号の掲げる経費の合計額とする。

- (1) 労務費
- (2) 材料費
- (3) 現場監督費
- (4) 損失水量及び洗管費
- (5) 水替費
- (6) 給水車出動費
- (7) 事務費

(他に及ぼした損害)

第5条 水道施設の損傷が原因で、他に損傷又は損害を与えた場合は、起因者がその損害を補償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

費用の算定基準

項 目	算 定 基 礎 単 価
労 務 費	県単価を使用
材 料 費	県単価を使用
現 場 監 督 費	職員平均時間外賃金を使用、夜間は割増しとする。
損失水量及び洗管費	給水条例第25条臨時用従量料金を準用する。
水 替 費	給・配水管修理業務契約単価表による。
給 水 車 出 動 費	給・配水管修理業務契約単価表による。
事 務 費	28.5%

見 本

第三者行為による水道施設の破損に伴う補償要綱

1. 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後〇〇時〇〇分頃

2. 破損場所 山口市〇〇〇〇〇〇町〇〇〇〇〇丁目 〇〇〇宅前

3. 破損箇所 配水管 1 DIP ϕ 〇〇〇mm

2 V P ϕ 〇〇〇mm

3 G P ϕ 〇〇〇mm

4 P P ϕ 〇〇〇mm

5 仕切弁 ϕ 〇〇〇mm

6 消火栓 ϕ 〇〇〇mm

7 空気弁 ϕ 〇〇〇mm

給水管 1 V P ϕ 〇〇〇mm

2 G P ϕ 〇〇〇mm

3 P P ϕ 〇〇〇mm

4 サドル分水栓 ϕ 〇〇〇mm \times ϕ 〇〇〇mm

5 甲型分水栓 ϕ 〇〇〇mm \times ϕ 〇〇〇mm

6 止水栓 ϕ 〇〇〇mm

7 バルブ ϕ 〇〇〇mm

4. 原 因 1. 無届工事

2. 確認不足工事

3. 指示事項無視工事

5. 補償金額 1. 人件費

監督費 〇, 〇〇〇円 \times 〇〇時間 \times 〇〇人=〇〇, 〇〇〇円

2. 損失水量及び洗管費

放水流量早見表による。

水圧、口径による損失水量で算出する。